

重要事項説明書

通所型サービス（現行相当）
（第1号事業）

利用者：_____様

事業者：医療法人毅峰会
デイサービスみどり町

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている通所型サービス（現行相当）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「寝屋川市通所型サービス（第１号通所事業）の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」に基づき、通所型サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

１ 通所型サービス（現行相当・基準緩和）を提供する事業者について

事業者名称	医療法人 毅峰会
代表者氏名	理事長 吉田 直正
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府枚方市北中振３丁目８－１４ 電話０７２－８３３－１８３１ FAX０７２－８３５－４３３２

２ 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスみどり町
介護保険指定 事業者番号	大阪府指定 (2770303200)
事業所所在地	大阪府寝屋川市緑町 47 番 9 号
連絡先 相談担当者名	電話 ０７２－８３７－３７８０ FAX ０７２－８３７－３７８７ (管理者・東武 真美)
事業所の通常の 事業の実施地域	寝屋川市
利用定員	15 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ご契約者が要支援状態であっても心身の特性を踏まえて、ご契約者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらにご契約者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および介護その他必要な援助を行う。
運営の方針	ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。また定める基準に関する内容については厳守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日まで。ただし12月30日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分まで

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日まで。ただし12月30日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時30分まで

(5) 事業所の職員体制

管理者	東武 真美
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所型サービス（現行相当）介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所型サービス（現行相当）介護計画を交付します。 5 通所型サービス（現行相当）通所介護の実施状況の把握及び介護予防通所介護計画の変更を行います。	1名以上
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所型サービス（現行相当）介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	1名以上
介護職員	1 通所型サービス（現行相当）介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	1名以上
機能訓練指導員	1 通所型サービス（現行相当）介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1名以上

看護師 准看護師 (看護職員)	1. サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2. 利用者の静養のための必要な措置を行います。 2 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	1名以上
-----------------------	--	------

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
通所型サービス（現行相当） 介護計画の作成等		1 利用者に係る介護予防支援事業者が作成した通所型サービス（現行相当）計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所型サービス（現行相当）介護計画を作成します。 2 通所型サービス（現行相当）介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所型サービス（現行相当）介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所型サービス（現行相当）介護計画書を利用者に交付します 4 通所型サービス（現行相当）介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該通所型サービス（現行相当）介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス（現行相当）介護計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。 5 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス（現行相当）介護計画の変更を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。

	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 通所型サービス（現行相当）従業者の禁止行為

通所型サービス（現行相当）従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合、介護保険負担割合証に準ずる）について

サービス提供区分		通所型現行相当(要支援 1)		通所型基現行相当(要支援 2)	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
月額利用料	基本	22, 408 円/月	(1 割) 2,241 円/月 (2 割) 4,482 円/月 (3 割) 6,723 円/月	45, 100 円/月	(1 割) 4,510 円/月 (2 割) 9,020 円/月 (3 割) 13,530 円/月

《入浴・送迎込み金額》

サービス提供体制強化加算 I	88 単位（週 1 回程度）/176 単位（週 2 回程度）
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数の 12.7/10000 加算
科学的推進体体制加算	40 単位（1 か月）

※上記、利用料及び利用者負担額は、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算を含みます。

4 その他の費用について

① 送迎費	次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道 100 円を徴収する。
② 食事の提供に要する費用	600 円（1 食当り 食材料費及び調理コスト）運営規程の定めに基づくもの
③ おむつ代	実費相当額（別表の利用料金表をご参照下さい）

④ 日常生活費	日常生活品の購入等ご契約者の日常生活に要する費用で負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
---------	---

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日以降利用者あてにお届けします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度記載する連絡帳と照合のうえ、現金若しくはご指定の口座へご入金（毎月 26 日）の程お願い致します。 イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る通所型サービス（現行相当）支援事業者が作成する「通所型（現行相当）サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所型サービス（現行相当）介護計画」を作成します。なお、作成した「通所型サービス（現行相当）介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所型サービス（現行相当）介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所型サービス（現行相当）介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

- (5) 通所型サービス（現行相当）従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者・担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 東武 真美
虐待防止に関する担当者	生活相談員 寺園 祐香

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する**通所型サービス（現行相当）サービス**の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る**通所型サービス（現行相当）事業者**（地域包括支援センターより**通所型サービス（現行相当）**支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する**通所型サービス（現行相当）介護**の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者賠償責任保険
保障の概要	身体・財物・管理財物・人格権侵害・経済的損失・訴訟対応・見舞金

12 心身の状況の把握

通所型サービス（現行相当）介護の提供に当たっては、通所型サービス（現行相当）支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 通所型サービス（現行相当）事業者等との連携

- ① 通所型サービス（現行相当）の提供に当り、通所型サービス（現行相当）事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所型サービス（現行相当）介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 台風などで警報が発生された場合、警報の内容によっては営業の中止又は、サービス提供中であってもサービスを終了させていただく場合があります

16 衛生管理等

- ① 通所型サービス（現行相当）の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 通所型サービス（現行相当）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

16-2 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます

- ① 感染症対策に関する責任者・担当者を選定しています。

感染症対策に関する責任者	管理者 東武 真美
感染症対策に関する担当者	生活相談員 寺園 祐香

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

17 運営推進会議について

- (ア) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- (イ) 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (ウ) 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。
- (エ) 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いします。

18 業務継続計画の算定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を算定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、
認知症介護にかかわる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。

20 通所型サービス（現行相当）内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1)提供予定の通所型サービス（現行相当）の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	提 供 時間帯	サ ー ビ ス 内 容			利用者負担額（月額）
		送迎	食事 提供	入浴	
					円

(2)その他の費用

① 送迎費の有無	（有・無の別を記載）サービス提供 1 回当たり…（金額）
② 食事の提供に要する費用	重要事項説明書 4－②記載のとおりです。
③ おむつ代	重要事項説明書 4－③記載のとおりです。
④ 日常生活費	重要事項説明書 4－④記載のとおりです。

(3) 1 か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

21 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

事業者の窓口 （TEL） 0 7 2－8 3 7－3 7 8 0 （FAX） 0 7 2－8 3 7－3 7 8 7

担 当 者 管理者兼生活相談員 東武 真美

受付時間 （毎週月～土曜日） 9：00～17：00

苦情解決責任者 管理者兼生活相談員 東武 真美

なお、苦情の受付窓口は受付担当者になります。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 苦情申立の窓口

国民健康保険団体連合 会	所在地 : 大阪市中央区常磐町1-3-8 電話番号 : 06-6949-5418 受付時間 : 9:00~17:15 月~金
寝屋川市	所在地 : 寝屋川市池田西町24番5号 電話番号 : 072-838-0518 受付時間 : 9:00~17:30 月~金

1、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情または相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行なう。
- ・管理者は、介護職員等に事実関係の確認を行なう。
- ・相談担当者は、把握した状況を管理者と共に検討を行ない、今後の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行なうと共に、利用者へは必ず、対応方法を含めた結果報告を行なう。
- ・苦情内容は、記録し保管する。
- ・相談・苦情に関する常設窓口として、相談担当者を設けている。
- ・担当者不在の場合でも、事業所の誰もが対応可能なように相談・苦情管理対応シートを作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いている。

2、その他参考事項

当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により、適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対処する。

22 ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントとの防止に向け取り組みます。

① ハラスメント対策に関する担当者を選定しています。

ハラスメント対策担当者	青樹会病院総務課 宮城 雄一・松山 奈津子
-------------	-----------------------

② 事業者内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容していません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員が対象になります。

③ ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し再発会議により同事案が発生しない為の再発防止案を検討します。

④ 職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また定期的な話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

⑤ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係者への連絡、相談、環境

改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「寝屋川市通所型サービス（第 1 号通所事業）の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府枚方市北中振 3 丁目 8 - 1 4
	法人名	医療法人 毅峰会
	代表者名	吉田 直正 ⑩
	事業所名	医療法人毅峰会 デイサービスみどり町
	説明者氏名	⑩

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	⑩

ご家族	住所	
	氏名	⑩

代理人	住所	
	氏名	⑩